

公益財団法人日本書道教育学会

会員規程

第1条（目的）

この規程は、公益財団法人日本書道教育学会（以下「本会」）の定款第四十五条（会員）に規定する会員につき、必要な事項を定めることを目的とします。

第2条（会員の資格と入会）

- 1 会員は本会の認定する段級を取得することを目的とします。
- 2 本会の提供する会員サイトにて、本会の定める方法により入会申込みおよび会費の納入手続きを行い、本会が承認した時点で会員となります。
- 3 未成年者が入会を申し込む場合は、保護者の同意を得たうえで申込みを行います。
- 4 会員は、住所、氏名、電話番号その他登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録サイトにて変更を行ってください。変更を怠ったことにより本会からの通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- 5 会員登録は後述、第5条（会員資格の自動更新）に基づき、自動更新されます。
- 6 本会は後述、第21条（会員サイトの利用停止、段級の取消しおよび会員資格の停止・抹消）に基づき、会員サイトの利用停止および段級取消、会員資格の停止・抹消を行う場合があります

第3条（会費）

- 1 会員区分ごとの年会費（4月から翌年3月）は下記の通りです

【不二一般版】一般・大学（毛筆）	13,200 円（税込）
【不二中高版】高校・中学（毛筆・ペン）	10,800 円（税込）
【不二上級版】小学4・5・6年（毛筆・硬筆）	9,600 円（税込）
【不二初級版】幼年・小学1・2・3年（毛筆・硬筆）	9,600 円（税込）
【ペンの力】一般・大学（ペン）	12,000 円（税込）
【書学】 展覧会図録・4月号と2月号のみ	4,000 円（税込）

半年ごとのお支払いの場合は、上記の半額を年2回決済します。半年ごとのお支払いの場合は、1決済ごとに別途システム手数料330円(税込)をいただきます。

- 2 会費を納入された会員には、その区分ごとの会報を送付します。
- 3 会報の送料は本会負担です。ただし、海外送料は会員負担です。
- 4 会費改定を行う場合は会報紙面にて告知します。

第4条（決済方法）

- 1 会費、昇段試験受験料、その他料金の支払いは、クレジットカードもしくは口座振替によるものとします。
- 2 決済処理は、決済代行会社（GMO ペイメントゲートウェイ株式会社）を通じて行われます。
- 3 決済が失敗した場合、本会は再請求を行い、一定期間支払いが確認できない場合はサービスの全部または一部の提供を停止します。

第5条（会員資格の自動更新）

会員登録は会費を1年分お支払いの場合は1年ごと、半年分お支払いの場合は半年ごとに自動更新されます。

更新をしない会員は本会が定める時期に本サイトより自動更新をしない旨の申請を行うものとします。

第6条（中途休会・中途退会）

- 1 会員が会員サイトより中途休会・中途退会解約を申請し、かつ本会が定める返金事務手数料を支払う場合に限り、会費の返金を行うことがあります。
- 2 中途休会・中途退会の場合、休会または退会する日の属する月の翌々月末までの会費をいただきます。
- 3 休会または退会する日の属する月の翌々々月以降の会費は、事務手数料 3,000 円(税込)を控除し返金いたします。
- 4 返金額が事務手数料を下回る場合は返金いたしません。
- 5 半年更新の場合のシステム手数料は返金いたしません。

第7条（返金）

既納の会費、昇段試験受験料その他の料金は、会員の都合による場合、原則として返還しません。ただし、本会の責めに帰すべき事由により、当該料金の対象となるサービス等が提供されなかった場合、または法令上返還が必要となる場合は、この限りではありません。なお、第21条に基づく会員資格の停止または抹消に伴う会費の返還については、同条第6項の定めによるものとします。

第8条（会報の送付）

- 1 毎月の規定日に会員資格を有する者に対し、翌々月号の会報を発送します。
- 2 会報の発行日および発送日程は月により変動し、年度ごとに通知します。
- 3 国内発送の送料は本会が負担します。海外発送の送料は会員が負担します。
- 4 住所変更未届けによる不達の場合、本会は再発送を行いません。

第9条（段級認定と公認段級表）

- 1 会員は会報の課題を月例競書として出品することができます（無料）。競書作品の成績は会員サイトに発表します。
- 2 半紙、条幅、硬筆、または漢字、かな、新和様等の部門はそれぞれ独立した段級です。ある部門で取得した段級を他の部門に流用することはできません（部門別段級制）。
- 3 一般版・中高版・上級版・初級版・ペンの力の段級は各々独立したものです。

4 成績発表の段級位は、下記の通りです。

	一般版			中高版		上級版	初級版	ぺんの力	
部門	漢字半紙 漢字条幅 かな半紙 かな条幅 新和様半紙 細字	新和様 条幅	一字書 篆刻	漢字半紙 漢字条幅 かな半紙 かな条幅	新和様 ペン	半紙 硬筆 条幅	半紙 硬筆 条幅	基礎 コース	専攻 コース
段位	会友			誌友					会友
	部門別会友			準誌友					準会友
	準会友								
	八			八	八	八			八
	準八								
	七			七	七	七	七		七
	準七								
	六			六	六	六	六	専攻コース 初段へ	六
	準六								
	五			五	五	五	五	五	五
	隼五								
	四			四	四	四	四	四	四
	準四								
	三			三	三	三	三	三	三
	準三								
	二			二	二	二	二	二	二
準二									
初			初	初	初	初	初	初	
準初									
級位	1		1	1	1	1	1	1	1
	2		2	2	2	2	2	2	2
	3		3	3	3	3	3	3	3
	4		4	4	4	4	4	4	4
	5		5	5	5	5	5	5	5
	6		6	6	6	6	6	6	6
	7		7	7	7	7	7	7	7
	8		8	8	8	8	8	8	8
	9		9	9	9	9	9	9	9
	10		10	10	10	10	10	10	10

第 10 条（出品規定）

- 1 出品は 10 級からはじめ、審査により 1 階級ずつ昇級します。ただし、1 級以上八段・準
誌友・準会友までは、昇格・昇段試験によって昇格・昇段します。
- 2 出品には「バーコード出品券」が必要です。会員は、会員サイトにて「バーコード出品
券」のダウンロードが可能です。
- 3 一般版に限り 1 級以下は漢字半紙・かな半紙・漢字条幅・新和様半紙のうち 3 部門ま
で、1 部門でも有段であれば 5 部門まで出品できます。実用書・細字・篆刻・一字書に
ついては、部門数とは別に出品できます。
- 4 出品作品へは、会員が取得している最新の段級位を記入します（初めて出品する部門は
10 級からはじめます）。
段位は、漢数字（初・二・三・・・）で氏名の上に朱書き
級位は、算用数字（10・9・8・・・）で氏名の下に黒書きします。
- 5 出品作品の左下には、バーコード出品券を糊にて貼付します。バーコード出品券には、
出品する会員区分に○を付け、出品部門、作品に記入した段級を記入（段位は漢数字で
朱書き、級位は算用数字で黒書き）します。
- 6 出品作品は締切日までに、本会（〒101-8358 東京都千代田区西神田-2-3 公益財団法人
日本書道教育学会）宛てに送ってください。表書きには、「○月号競書在中」と朱で明記
してください。
- 7 出品締切日は厳守してください。締切日までに到着しない作品は、延着として審査しま
せん。
課題違い・段級の記載のない作品・指定の用紙用具以外を使用した作品・バーコード出
品券がないもしくは異なる作品は、規定違反として審査しません。
- 8 月例競書作品（延着作品を含む）は返却しません。ただし、最優秀作品・優秀作品とし
て写真版に掲載された作品に限り、返却申し込み（有料）を受け付けます。掲載三か月
以内に会員サイトよりお申し込みください。原則、教場長・教室長もしくは本人による
申し出に限りです。
なお、本来の学年と異なる学年を登録している場合、その作品は写真版掲載は行いま
せん。
- 9 競書の審査に関する異議は受け付けません。

第 11 条（昇格・昇段試験）

- 昇格・昇段試験は年 4 回（6 月・9 月・12 月・3 月）実施します。
- 昇格・昇段試験の受験資格者および受験料（税込）は下記のとおりです。

	一般版			中高版		上級版	初級版	ぺんの力	
部門	漢字半紙 漢字条幅 かな半紙 かな条幅 新和様半紙 細字	新和様 条幅	一字書 篆刻	漢字半紙 漢字条幅 かな半紙 かな条幅	新和様 ペン	半紙 硬筆 条幅	半紙 硬筆 条幅	基礎 コース	専攻 コース
段級位	準会友			準誌友					準会友
	八	八		八	八	八			八
	準八	準八							
	七	七		七	七	七	七		七
	準七	準七							
	六	六		六	六	六	六	専攻コース 初段へ	六
	準六	準六							
	五	五		五	五	五	五	五	五
	準五	準五							
	四	四		四	四	四	四	四	四
	準四	準四							
	三	三		三	三	三	三	三	三
	準三	準三							
	二	二		二	二	二	二	二	二
	準二	準二							
	初	初		初	初	初	初	初	初
	準初	準初							
	1		1	1	1	1	1	1	1
料金	1,100 円(税込) 一般版			500 円(税込) 中高版			上級版	初級版	1,100 円(税込) ぺんの力

- 昇格・昇段試験の受験資格者が出品された場合には、昇格・昇段試験を受験したものとみなし、受験料をお支払いいただきます。
- 受験料は該当月の 27 日に、登録のクレジットカードもしくは口座振替にてお支払いいただきます。

第 12 条（準誌友・誌友）

- 中高版毛筆部（漢字半紙・かな半紙・漢字条幅・かな条幅）の各八段の上を準誌友とします。
- 漢字半紙・漢字条幅ともに準誌友となった者を、自動的に漢字誌友とし、発表します。
かな半紙・かな条幅ともに準誌友となった者を、自動的にかな誌友とし、発表します。

第 13 条（準会友・会友）

- 1 一般版該当部門、およびぺんの力専攻コースの各八段の上を準会友とします。
- 2 準会友は、部門別会友・会友の受験資格を得ます。
- 3 会友試験に合格した者を部門別会友・会友とします。
- 4 会友試験は、年 1 回（11 月）実施し、その要領は一般版・ぺんの力 10 月号に発表します。
- 5 会友は競書出品の最高位であり、本会の内外で随時指導的立場に立って活動していただきます。

第 14 条（編入試験）

- 1 新入会員または初出品部門については、希望により編入試験を受けることができます。審査により実力相当の段級に編入します。既に月例競書に出品している部門の編入試験は受けられません。
- 2 編入試験の要領は、本会ホームページに掲載します。
- 3 編入作品は、編入用バーコードを貼付して出品します。
- 4 編入試験料（税込）は下記のとおりです。

会員区分	一般版	中高版	上級版	初級版	ぺんの力
1 部門につき	1,400 円	700 円	700 円	700 円	1,200 円

- 5 次の場合は、編入試験料を免除します。
 - (1) 本会通信教育講座・日本書道藝術専門学校・書学院の講座修了生は、一般版・ぺんの力への編入試験料を免除します。
 - (2) 本会主催書道検定試験合格者は一般版へ、本会主催ペン硬筆検定試験合格者はぺんの力基礎コースへの編入試験料をそれぞれ免除します。
 - (3) 一般版出品者はぺんの力へ、ぺんの力出品者は一般版への編入試験料をそれぞれ免除します。
 - (4) 他会で同部門の段級を取得している方は、編入作品に段級証明書（コピー可）の添付があれば、編入試験料を免除します。いずれも、編入用バーコードにその旨の記載がない場合は、編入試験料は免除されません。

第 15 条（成績発表）

- 1 競書作品
成績は会報および会員サイトに発表します。
 - (1) 月例競書
出品した段級位で発表します。昇級した場合は、氏名の上に○印が付きますので、次回は 1 階級上の級位で出品してください。
 - (2) 昇格・昇段試験
新しく認定された段位で発表します。次回は発表された段位で出品してください。
- 2 編入試験
成績は会報および会員サイトに発表します。次回は認定された段級位で出品してください。
- 3 違反作品
違反の内容は、会報および会員サイトに発表します。

第 16 条（添削指導）

- 1 会報の競書課題について、添削指導を受けることができます。
- 2 添削指導申込の要領は会報に掲載します。
- 3 添削料（税込）は下記のとおりです。

会員区分	一般版	中高版	上級版	初級版	ぺんの力
1 作品につき	5,000 円	3,000 円	3,000 円	3,000 円	5,000 円

第 17 条（段級切り替え制度）

- 1 年度が改まる時、「段級切り替え」を行います。
 - (1) 小学上級版から中高版へ（小学 6 年から中学 1 年に）会員区分を変更する場合
 - (2) 中高版から一般版・ぺんの力へ（高校 3 年から一般版およびぺんの力に）会員区分を変更する場合
 - (3) ペんの力において、希望者が基礎コースから専攻コースへ変更する場合
- 2 段級切り替えの要領は、会報（4 月号・5 月号）に掲載します。
- 3 切り替えは下記の通りです。

小 6 (上級版) → 中 1 (中高版)			高 3 (中高版) → 一般版			ぺんの力 規定 基礎コース→専攻コース		
高 3 → ペんの力 (中高版ペン) 基礎コース			誌友	→	五段	基礎コース		
			準誌友	→	準五段			
八段	→	三段	八段	→	四段	基礎コース		専攻コース
七段	→		七段	→	準四段			
六段	→	二段	六段	→	三段			初段
五段	→		五段	→	準三段	五段	→	1 級
四段	→	初段	四段	→	二段	四段	→	2 級
三段	→		三段	→	準二段	三段	→	3 級
二段	→	1 級	二段	→	初段	二段	→	4 級
初段	→		初段	→	準初段	初段	→	5 級
1 級	→		1 級	→	1 級	1 級	→	6 級
2 級	→	2 級	2 級	→	2 級	2 級	→	7 級
3 級	→	3 級	3 級	→	3 級	3 級	→	8 級
4 級	→	4 級	4 級	→	4 級	4 級	→	9 級
5 級	→	5 級	5 級	→	5 級	5 級	→	10 級
6 級	→	6 級	6 級	→	6 級	6 級	→	
7 級	→	7 級	7 級	→	7 級	7 級	→	
8 級	→	8 級	8 級	→	8 級	8 級	→	
9 級	→	9 級	9 級	→	9 級	9 級	→	
10 級	→	10 級	10 級	→	10 級	10 級	→	

第 18 条（段級の有効期間）

- 1 原則として続けて 2 年以上会員登録期間がない場合、取得済の段級も一旦使用できなくなります。
- 2 再び取得済段級の使用を行う場合は、再登録の手続きが必要です。
- 3 再登録の際は、段級復活手数料 2, 000 円（税込）が必要です。

第 19 条（段級証明書・段級認定書）

- 1 中高版・上級版・初級版の取得段級へは、段級証明書を交付します。
段級証明書は、1 枚につき 3 部門までの表記が可能です。
交付料（税込）は下記のとおりです。

段級証明書（中高・上級・初級版 1 枚につき 3 部門まで）	
揮毫版 3, 000 円	A4 印刷版 2, 000 円

※4 部門以上の場合は、2 枚申し込んでください。

- 2 一般版・ぺんの力の取得段級へは、段級認定書を交付します。
段級認定書は、1 枚につき 1 部門までの表記が可能です。
交付料（税込）は下記のとおりです。

段級認定書（一般版・ぺんの力 1 枚につき 1 部門まで）	
揮毫版 3, 000 円	A4 印刷版 2, 000 円

※2 部門以上の場合は、必要枚数を申し込んでください。

第 20 条（不二教室・不二教場）

- 1 会員 10 名以上が 3 か月継続し、本会が認定した団体を不二教室とします。
- 2 不二教場は不二教室のうち会員 100 名以上を基準として認定します。
- 3 不二教場・不二教室の特典は、別途「不二教場・不二教室」内規に拠ります。

第 21 条（会員サイトの利用停止、段級の取消しおよび会員資格の停止・抹消）

- 1 本会は、会員が次のいずれかに該当する場合、その行為の内容、程度その他の事情を考慮し、必要かつ相当な範囲で、会員サイトの利用停止、会員資格の停止もしくは抹消その他必要な措置を講じることができます。
 - (1) 会員登録その他本会に届け出た情報について、重要な虚偽が判明した場合
 - (2) 本規程に重大な違反をした場合、または本規程への違反について相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず、当該期間内に是正しなかった場合
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる反社会的勢力に該当し、またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有することが判明した場合
 - (4) 法令または公序良俗に反する重大な行為をした場合
 - (5) 本会の運営または事実関係の調査に必要な合理的協力を、正当な理由なく拒否した場合
 - (6) 前各号に準ずる重大な事由があり、会員資格を継続させることが困難であると本会が合理的に判断した場合
- 2 本会は、会員が段級の認定に関して不正な行為を行った場合、認定の前提となる事実に関連が判明した場合その他段級を維持することが適当でない重大な事由がある場合、当該段級を取り消すことができます。
- 3 本会は、前二項の措置を講じる場合、原則として、対象となる会員にその理由を通知し、是正が可能ときは相当の期間を定めて是正の機会を与えるものとします。ただし、違反の性質上是正が困難である場合、緊急に措置を講じる必要がある場合、反社会的勢力への該当が認められる場合その他事前の通知または催告を行うことが適当でない

合理的な理由がある場合は、この限りではありません。

- 4 本会は、第三者の権利もしくは利益、本会の調査、または本会もしくは関係者の安全を害するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合、前項に基づき通知すべき理由の全部または一部を開示しないことができます。
- 5 本条に基づく措置によって会員に損害が生じた場合であっても、本会の責めに帰すべき事由がない限り、本会は当該損害について責任を負いません。本会が責任を負う場合の範囲については、次条第6項を適用します。
- 6 本条に基づき会員資格が停止または抹消された場合、既納の会費は返還しません。ただし、本会の責めに帰すべき事由によって当該措置が講じられた場合、当該措置が後に取り消された場合または法令上返還が必要となる場合は、この限りではありません。

第22条（免責および責任の制限）

- 1 本会は、会員または入会申込者による会員サイトの利用または会員登録に関連して、会員または入会申込者に損害が生じた場合であっても、本会の責めに帰すべき事由がない限り、当該損害について責任を負いません。
- 2 本会は、会員サイトに掲載する情報について、その正確性、完全性、有用性、最新性その他の事項を保証するものではありません。
- 3 本会は、システムの保守、通信回線または外部サービスの障害、天災その他本会の合理的な支配を超える事由がある場合、会員サイト上の情報もしくはサービスを変更し、または会員サイトの運営を一時的に中断もしくは終了することがあります。本会の責めに帰すべき事由によらないこれらの変更、中断または終了によって会員に生じた損害について、本会は責任を負いません。
- 4 本会は、本会の責めに帰すべき事由によらない配送の遅延、郵送事故その他の不達について、責任を負いません。
- 5 段級認定は、本会所定の基準に基づいて行うものであり、本会は、認定結果が会員の期待に沿うことを保証しません。ただし、本会の責めに帰すべき事由により、認定または事務処理に誤りが生じた場合は、この限りではありません。
- 6 本会の軽過失により会員に損害が生じた場合、本会が負う損害賠償責任は、現実が発生した通常かつ直接の損害に限るものとし、その上限は、当該損害が発生するまでの直近12か月間（年更新の場合）または6か月間（半年更新の場合）に当該会員が本会に支払った会費の総額とします。ただし、本会、その代表者またはその使用する者の故意もしくは重大な過失により損害が生じた場合には、本項の制限を適用しません。

施行日 1957年4月1日

最終更新日 2026年9月1日

公益財団法人日本書道教育学会

〒101-8358 東京都千代田区西神田 2-2-3

TEL 03-3234-3611

FAX 03-3234-3548

E-Mail info@nihonshodou.or.jp

ホームページ <https://www.nihonshodou.or.jp>